

令和4年10月からのパート・アルバイトへの 社会保険適用拡大 事前チェックと準備



「人を大切にする」働き方改革・採用から退職までの労働・社会保険の手続き、職場でのお悩み、助成金、年金の相談は、幅広い知識と情報を有する社会保険労務士へ。

おおさか社会保険労務士事務所
社会保険労務士 逢坂 様子

令和4年10月1日から、パート・アルバイト等、短時間（週の所定労働時間が20時間以上）で働く従業員の社会保険加入が義務となる対象企業の規模が拡大されます。現行では、常時500人を超える事業所が対象となっていますが、この事業の規模が、令和4年10月からは従業員数101人以上、令和6年10月からは、従業員51人以上の企業へと段階的に広がります。

今回の改正内容

今回の改正では、対象となる事業所の規模が従業員数101人以上となり、加入対象となるパート・アルバイト等の短時間労働者（※）の要件に変更があります。

※短時間労働者とは、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、下記表の短時間労働者の要件4つ全てに該当する方を指します。

対象	要件	平成28年10月～（現行）	令和4年10月～（改正）	令和6年10月～（改正）
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	1週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	薪金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み
	適用除外	学生でないこと	変更なし	変更なし

出典：厚生労働省「令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大」

対象事業所か否かの確認

まず、自社が対象事業所（特定適用事業所）に該当するかを確認します。従業員数のカウント方法は、法人または個人によって異なります。

- 法人事業の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される「厚生年金保険の被保険者の総数」が12ヶ月のうち6ヶ月以上、100人を超えることが見込まれる
- 個人事業所の場合、適用事業所ごとに使用される「厚生年金保険の被保険者の総数」が12ヶ月のうち6ヶ月以上、100人を超えることが見込まれる

従業員数は「厚生年金保険の被保険者の総数」であり、雇用する全ての人数ではありませんので、ご注意ください。今回適用対象となる従業員や70歳以上で健康保険のみ加入しているような方は含みません。

準備について、1～4のステップで説明します。

Step1 加入対象者の把握

現在、社会保険の被保険者ではない従業員と、どのような雇用契約を締結しているかを再確認し、被保険者となる従業員を洗い出しておく必要があります。具体的にいうと、現在被保険者ではなく、以下の要件を全て満たした者が加入対象者となります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 月額賃金が8.8万円以上
- ③ 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ④ 学生ではない

①週の所定労働時間が20時間以上

従業員と雇用契約を締結するときは、通常、雇用契約書等により、所定労働時間や所定休日を定めることになります。社会保険の取得要件における1週間の所定労働時間とは、雇用契約書等により、その者が「通常の週」に勤務すべきこととされている時間をいいます。

※「通常の週」とは、振替休日・国民の祝日・夏季休暇・年末年始休暇等が含まれる週以外の週をいいます。

②月額賃金が8.8万円以上

月額賃金の算定対象は、基本給および諸手当で判断します。ただし、以下の(1)から(4)までの賃金は算入しないことになっています。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- (2) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- (3) 時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
- (4) 最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当および家族手当）

(1)(2)については、社会保険で標準報酬月額を決める賃金にも原則として「含まない」賃金で同じですが、(3)(4)については、標準報酬月額を決める賃金には「含む」賃金であるため注意が必要です。

また、社会保険の取得時に対象者の報酬月額を決定するときは、正社員等の一般の被保険者と同様に(3)(4)の賃金も含めて報酬月額を決定することとなります。

③2ヶ月を超える雇用の見込みがある

今回の改正に合わせて、4つの取得要件のうち、③が変更になります。現行の「継続して1年以上使用される見込み」が撤廃され、令和4年10月より正社員等のフルタイム労働者と同様の基準「2カ月を超えて使用される見込み」が適用されます。

今回の取得要件の変更は、従業員数500人超の企業も対象になるため、従業員数500人超の企業においても、新たに対象になる短時間労働者がいないかを確認する必要があります。

④学生でないこと

「学生」とは、主に高等学校の生徒、大学または短期大学の学生、専修学校に在学する生徒等が該当します。休学中や、定時制課程および通信制課程に在学する者、社会人大学院生等は「学生でないこと」に含まれず、被保険者となります。

Step2 社内周知

新たに加入対象となるパート・アルバイト従業員へ、法改正の内容が確実に伝わるように、社内イントラやメール等を活用し社内周知を行います。この段階では、社会保険の適用拡大が10月から行われることや、新たに加入対象となる人の要件等を簡単に周知しておきます。厚生労働省の社会保険適用拡大特設サイトにあるチラシを活用するのがおすすめです。

▶チラシ



チラシ (PDF)

▶チラシ



チラシ (PDF)

出典：厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイトより

Step3 従業員とのコミュニケーション

新たな加入対象者が多数いる場合、加入に向けた説明会、または、個人面談を実施して、下記の点について丁寧に説明をすることが求められます。

- 社会保険の新たな加入対象者であること
- 加入した場合のメリット
- 今後の労働時間

保険料が今後どのくらいかかるのか簡単に試算をする、また加入することで、どのようなメリットがあるか等を丁寧に説明する必要があります。従業員向けの説明に使用する資料として、厚生労働省の社会

あなたの年金がどう変わるか 確認してみよう。詳しくはねんきんネットで確認!

パート・アルバイトのみなさまへ 配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ

社会保険適用拡大 ガイドブック

適用拡大特設サイト

出典：厚生労働省「社会保険適用拡大ガイドブック」

保険適用拡大特設サイトにある、動画やガイドブックを活用すると便利です。

また、パート・アルバイト勤務の場合、アルバイトの掛け持ちをしている、副業先として働いている等、ダブルワークですでに他社で社会保険に加入している可能性も考えられます。今後の手続き（被保険者所属選択・二以上事業所勤務届）においても必要となるので、他社での就業上状況についても個別に確認しておく必要があります。

Step4 書類の作成・届出

年金事務所に該当事業所と判断された場合、令和4年8月頃に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送付され、令和4年10月ごろに「特定適用事業所該当通知書」が送付されます。新たに被保険者資格を取得する従業員がいる場合は、被保険者資格取得届を届け出る必要があります。10月1日に新たに加入する場合、被保険者資格届を10月5日までは届け出を行ってください。

まとめ

厚生労働省の試算によれば、社会保険の適用拡大により、短時間労働者が社会保険に加入した場合、1人当たり約24.5万円/年（40～65歳の者の場合、+約1.5万円）増加すると言われています。厚生労働省の社会保険適用拡大特設サイトにある「社会保険料かんたんシミュレーター」(https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/) を利用すると、会社が負担する社会保険料がおおよそのくらい変わるのかを簡単に試算できます。この保険料分が、経営にどの程度影響をもたらすのか把握し、資金繰り等の対策を講じる必要があります。

また、全員が社会保険の加入を希望するとは限りません。労働時間を減らし扶養の範囲の中での就労継続を希望する者、社会保険に加入するなら労働時間を増やしたいと希望する者が出てくるのが予想されます。労働時間の増減・削減、どのように人員配置をしていくか等、人材活用の方針を策定していく必要があります。

適用拡大に向けた「専門家への経営・労務相談」「補助金・助成金」等の支援制度も用意されていますので、このような制度も活用しながら計画的に準備をお願いします。

詳しくは 適用拡大特設サイト
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html

今回の改正で年金・医療保険が どう変わるか詳細にご説明します!

老齢基礎年金の改定

障害年金の改定

健康保険の充実